別表(第3条関係)

事業区分、補助対象経費、補助率、補助限度額

事業区分		補助対象経費		補助率及び補助限度額
事業分野	事業メニュー	補助 刈		州切平及び州切収及領
I 多様な担い手による	1. ミセづくり事業	1	報償費	1. 補助率
<u>賑わいの創出</u>	(空き店舗出店者への創	2	旅費	補助対象経費の
移住者や外国人など	業支援、買い物空白地	3	需用費	1/3 以内(市町村が
多様な担い手による出	への出店支援等)	4	役務費	事業実施主体へ補助
店を推進することで、		5	委託料	を行う場合、市町村
新たな地域商業の担い	2. モノづくり事業	6	使用料及び賃借料	補助額の 1/2 以内)
手の確保を図る分野	(新商品の開発支援、	7	工事費	
	地域ブランドの開発等)	8	備品購入費	2. 補助限度額
<u>Ⅱ デジタル化への対応</u>		9	その他知事が必要	1,000 千円
利用者の利便性の向	3. コトづくり事業		と認める経費	
上や魅力ある商店街に	(集客イベントの開催、			
向けてデジタル化への	共同販促の実施等)			
対応を図る分野				
	4. マチづくり事業			
□コアエリアの拠点機	(駐車場の整備、育児・			
能の向上	交流スペースの設置等)			
市町村による中心市				
街地(コアエリア)の	5. ジョウホウづくり			
活性化計画の策定や当	事業			
該計画等に基づく取り	(SNS を活用した情報発			
組みを支援すること	信、商圏調査等)			
で、総合的かつ計画的				
┃ な取り組みを実施する ┃	6. ヒトづくり事業			
分野	(勉強会、研究会の開			
	催、後継者の育成等)			
Ⅳ買い物弱者への対策				
買い物に不便さを感				
じる住民や高齢者が地				
域で身近に安心して買				
い物ができるよう、取				
り組みを実施する分野 				

[※]補助対象経費の詳細については、別に山梨県地域商業にぎわい創出支援事業費補助金実 施要領で定める。